ACSES ニュースレター_２１２９号（2021 年 6 月 24 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（26 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇左京区 京都芸大附属高校で異臭 生徒４人が病院に搬送／「ミントのようなにおい」高校で異臭騒ぎ　生徒４人が搬送１５０人が避難　京都・左京区〈放送報道〉
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:照明器具で火災等〈消費者庁〉
◇事故、事件の続報
・旭川医科大学長の解任申し出へ　　選考会議、文科相に〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（厚生労働省告示第 239 号）〈官報〉
・ビジョンズ株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について〈消費者庁〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２４１報）〈厚生労働省〉
・福島第二原発、廃炉作業開始へ　2064年度終了めざす〈新聞報道〉
[原子力施設全般]
・日本原子力研究開発機構のバックエンド対策に関する国際的なレビューの実施結果について〈文部科学省〉
・関電美浜原発 3 号機が再稼働　運転開始 40 年超は全国初「40 年ルール、形骸化」懸念の声も〈新聞報道〉
・美浜原発の差し止め仮処分を申請　40 年超、老朽化で危険〈Web 報道〉
[水害対策]
・水害の保険料、リスクにより地域差設定へ　23 年度以降〈新聞報道〉
[火山防災対策]
・富士山防災連携　宇宙開発の隠された狙いも〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 《ラベルでアクション》～事業場における化学物質管理の促進のために～〈厚生労働省〉
[4] 化学物質の使用実態に応じた職場の安全衛生教育のための資料〈厚生労働省〉
◇外国語版の教育用資料〈厚生労働省〉
[5] 令和２年度有機フッ素化合物全国存在状況把握調査の結果について〈環境省〉
[6] 環境関連法改正情報
◇環境関連法改正情報（2021年5月分）を更新しました〈産業環境管理協会〉
[7] 健康安全
◇「過労死ライン」 20 年ぶりに見直しへ認定基準案示す 厚労省〈放送報道〉
◇ヒト健康評価に関わるOECDの試験法ガイドライン等が追加・更新されました。〈JaCVAM（日本動物実験代替法評

蕎麦（ソバ）

価センター）〉

[8] 医薬品

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 109 号）〈官報〉

◇医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件(厚生労働省告示第 242 号)〈官報〉

◇租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 243 号）〈官報〉

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 245 号）〈官報〉

◇厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 246 号）〈官報〉

◇放射性医薬品基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 247 号）〈官報〉

[9] 農薬

◇農薬「オキサチアピプロリン」、「ピリベンカルブ」、「ベンチアバリカルブイソプロピル」、「スピノサドに係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉

[10] 食品安全衛生関係

◇食品安全関係情報を更新しました〈内閣府食品安全委員会〉

[11] 廃棄物関係

◇家電リサイクル法の施行状況（引取実績）及び家電メーカー各社による家電リサイクル実績をまとめました（令和２年度分）〈経済産業省・環境省〉

[12] 温暖化対策関係

◇「アジア CCUS ネットワーク」が立ち上がりました〈経済産業省〉

[13] 調査、公募、意見募集等

［公募、意見募集等］　２件　　［公募結果、意見募集結果］　１件　　［調査結果］　１件

[14] その他省庁発表　　４件

[15] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

［開催案内］　11 件　　［開催記録、報告、資料等］　１件

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇左京区 京都芸大附属高校で異臭 生徒４人が病院に搬送

＜NHK　2021 年６月 23 日＞　https://www3.nhk.or.jp/lnews/kyoto/20210623/2010010997.html

警察や消防によりますと、２３日正午すぎ、京都市左京区の京都芸術大学附属高校で異臭が発生し、屋内で授業を受けていた生徒４人が体調不良を訴えて病院に運ばれたということです。

消防によりますと、生徒たちは呼吸がしにくいなどと話していたということでいずれも意識はあるということです。

警察がくわしい原因を調べています。

・「ミントのようなにおい」高校で異臭騒ぎ　生徒４人が搬送１５０人が避難　京都・左京区
＜ABC　2021 年 6 月 23 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/ebe51d71b3a0de6fc085de9d1eaac6be741be70f
　京都の高校で異臭が発生し、生徒４人が搬送され、１５０人が避難する騒ぎがありました。　午後０時半ごろ、京都市左京区の京都芸術大学附属高校の職員から「授業中に異臭がして、生徒が体調不良を訴えている」と１１９番通報がありました。　消防が駆けつけたときには異臭はなく、有毒物質も検出されませんでしたが、生徒４人が病院に搬送されました。　いずれも意識はあり、軽症です。　また、校内にいた約１５０人が避難しました。　学校などによりますと、当時通信制クラスの授業が行われていて、窓の近くにいた生徒が体調不良を訴えたということです。　周辺では「ミントやハッカのようなにおいがした」ということで、警察や消防が原因を調べています。

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:照明器具で火災等
＜消費者庁　2021 年 6 月 22 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024694/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210622_01.pdf
１．ガス機器・石油機器に関する事故：該当案件なし
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故　：１件
（うち照明器具１件）
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：８件
（うち携帯電話機（スマートフォン）１件、ＩＨ調理器２件、椅子１件、プリンター（複合機）１件、延長コード１件、電気毛布１件、幼児用乗物（三輪車）１件）

◇事故、事件の続報

・旭川医科大学長の解任申し出へ　　選考会議、文科相に
＜共同通信　2021 年 6 月 22 日＞　https://nordot.app/779868299241897984?c=39546741839462401
　国立大学法人旭川医科大（北海道旭川市）の吉田晃敏学長による不適切発言問題で、学長解任の適否を審査している学長選考会議が近く文部科学相に解任を申し出る方針を固めたことが 22 日、大学関係者への取材で分かった。同日にも開かれる選考会議で文科相に提出する申し出書の内容を確認し、正式に決定する。
　吉田氏は新型コロナウイルスのクラスター（感染者集団）が発生した旭川市内の病院を中傷する発言などが問題化し、辞任届を文科相に提出。萩生田光一文科相は 18 日の閣議後記者会見で「学長選考会議の見解を確認し、辞職を認めるか判断する」と述べた。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（厚生労働省告示第 239 号）
［官報］　令和 3 年 6 月 22 日　号外　第 140 号　5～6 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210622/20210622g00140/20210622g001400005f.html
---

・ビジョンズ株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について
＜消費者庁　2021 年 6 月 22 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024661/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms206_210622_01.pdf
消費者庁は、本日、ビジョンズ株式会社に対し、同社が供給する「プルマモア マッサージ&モイストボディクリーム」と称する商品に係る表示について、景品表示法に違反する行為(同法第 5 条第 1 号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、措置命令を行いました。
表示内容（別紙）　本件商品の容器包装の画像と共に、「ついに…部分痩せが可能に」、「女 の格を上げるのは塗るだけダイエット？！」、「ダイエットにも美容にもこ れ一本！」及び「痩身効果 ホスファチジコリン ※脂肪溶解

注射のメイン 成分」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あた かも、本件商品を身体の部位に塗布するだけで､本件商品に含まれる成分 の作用により当該部位に短期間で著しい痩身効果が得られるかのように 示す表示をしていた。

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２４１報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2021 年 6 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Jd5LGjsh1Cimzmu3Y

１　自治体の検査結果

小樽市、仙台市、山形県、群馬県、埼玉県、さいたま市、千葉県、東京都、文京区、神奈川県、横浜市、山梨県、長野県、浜松市、京都市、大阪市、徳島県

※ 基準値超過　２件

No.　1　　長野県産　　コシアブラ　　(Cs：180 Bq/kg)

No. 12　　群馬県産　　ワラビ　　(Cs：120 Bq/kg)

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　なし

検査結果（Excel：17KB）

３　国立医薬品食品衛生研究所における検査

※　基準値超過　なし

・福島第二原発、廃炉作業開始へ　2064 年度終了めざす

＜朝日新聞　2021 年 6 月 23 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP6R31J1P6QULFA024.html

---

[原子力施設全般]

・日本原子力研究開発機構のバックエンド対策に関する国際的なレビューの実施結果について

＜文部科学省　2021 年 6 月 22 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af4nac1CpX7451bG

調査結果の概要

ARTEMIS レビューチームは、原子力機構が将来にわたる廃止措置の方向性を確立するとともに、直面している課題もはっきり示したロードマップを作成したことを評価しました。また、原子力機構の廃止措置について、更なる改善のための提言と助言を取りまとめました。

報告書の詳細については、以下のリンクより御覧ください。また、報告書のエクゼクティブサマリーと提言と助言について、仮訳を作成しました。

・関電美浜原発 3 号機が再稼働　運転開始 40 年超は全国初「40 年ルール、形骸化」懸念の声も

＜朝日新聞　2021 年 6 月 23 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASP6R2VSDP6PPLFA016.html

・美浜原発の差し止め仮処分を申請　40 年超、老朽化で危険

＜共同通信　2021 年 6 月 21 日＞

https://nordot.app/779606184941535232?c=39546741839462401

[水害対策]

・水害の保険料、リスクにより地域差設定へ　23 年度以降

＜朝日新聞　2021 年 6 月 24 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASP6R76RJP6RULFA01S.html?iref=comtop_7_03

台風などの水害に備える損害保険について、大手損保各社は地域別の保険料を導入する方針だ。今は基本的に

一律だが、浸水や土砂崩れなどのリスクの大小を保険料に反映させ、顧客の不公平感を和らげる。ただ、地域によって大幅値上げになると加入をためらう人も現れかねず、保険料のバランスをどう取るかが焦点になる。

金融庁の有識者会議が 25 日、保険料の地域差のあり方について議論を始め、年内にも基本的な考え方をまとめる。これを受けて業界団体の損害保険料率算出機構が保険料算出の目安を示す見通し。損保各社が実際に保険料に差をつけるのは 2023 年度以降になりそうだ。

水災補償は台風や高潮で住宅や家財が浸水したり、壊れたりしたときに保険金が出る。水災分の保険料を火災保険に上乗せするのが一般的だ。例えば、東京の木造住宅について保険金額 1500 万円の契約をある大手損保で結ぶと、保険料は水災補償ありが年約 2 万円で、なしが約 1 万円。差の約 1 万円が水災分にあたる。竜巻や突風に備えた風災補償は地域のリスクに応じ保険料が違うのに対し、水災分の保険料は全国一律だ。

損保各社が主な風水災で支払った保険金は 19 年度まで 2 年続けて 1 兆円を超えた。火災保険料は今後も値上げが続く見通しで家計の負担が増し、保険料の公正さへの関心は高い。地震保険も同様に近年値上げが続いてきたが、都道府県別の保険料が設定されている。

水災リスクは河川からの距離や土地の高低で差がある。一律保険料だと、低リスクの顧客が高リスクの人の保険料を実質的に一部肩代わりすることにもなる。値上げが続けば、不公平感が強まりかねない。

一方で、保険料の差が広がりすぎると、値上げ地域で加入しない人が増える恐れもある。大手損保幹部は「単純にリスクに応じて保険料を設定すると差が広がりすぎる。河川近くに住んでいる人はリスクが高いからといって、すぐに引っ越せない」と指摘。別の大手幹部は「家は最大の財産。火災保険に入れない人を出してはいけない」と話す。

大手損保に先駆け、楽天損害保険は 20 年 4 月に独自の地域差を設けた。ハザードマップなどに基づき水災リスクを四つに分け、保険料全体の差はリスクに応じて約 1･5 倍。想定される被害リスクの差より小幅にしたという。西山光宣・商品開発部長は「保険料は（公共性の高い）水道料金や電気料金に近い。大きな差をつけることには抵抗感があった」と話す。

大手は企業向け保険では差を設けているが、圧倒的に多い個人向けは踏み込めずにいた。顧客の不公平感をなくしつつ、保険の基本理念の相互扶助をどう守るかの議論が本格化する。

[火山防災対策]

・富士山防災連携　宇宙開発の隠された狙いも

＜産経ニュース　2021 年 6 月 22 日＞

https://www.sankei.com/article/20210622-D4CALYK4W5MWBOB2CE7BR2KDBY/

山梨県と東京大学が、ドローンや人工知能（ＡＩ）などの最新技術を使って富士山火山防災対策に連携して取り組む協定を結んだ。３月に噴火時のハザードマップが１７年ぶりに改定され危機感が高まっている中で、重要な対策になる。同時に、この連携で得られる技術やノウハウは、惑星探査機「はやぶさ２」の次世代計画に活用される。富士山を火星の衛星に見立て、観測や画像解析、処理技術を強化する試みが始まる。　　―略―

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年 6 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2j9rI2XYp4QeNsBY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年６月 23 日版）

＜厚生労働省　2021 年 6 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=_wSRwOH7DvJ8FLJtY

・「都道府県別の懸念される変異株の国内事例数(ゲノム解析)」を掲載しました

＜厚生労働省　2021 年 6 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=yTKn9tfNOMRKIoxbY

・「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け)」を更新しました

＜厚生労働省　2021 年 6 月 23 日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

---

◇マスコミ報道　見出し

・「デルタ型」欧州で猛威、英国型より６割強い感染力…２か月弱で「主流」に
＜読売新聞　2021 年 6 月 22 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/world/20210622-OYT1T50144/

・変異ウイルス 感染確率は 「富岳」シミュレーション結果公表
＜NHK　2021 年 6 月 23 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210623/k10013100571000.html

・感染促す“悪玉”増強抗体発見　新型コロナで大阪大
＜共同通信　2021 年 6 月 22 日＞　https://nordot.app/779826485829337088?c=39546741839462401

人の免疫が体内に入ってきた新型コロナウイルスに対処する際、細胞への侵入をブロックしてくれる善玉の中和抗体だけでなく、ウイルスの侵入を助けてしまう悪玉の「感染増強抗体」も作っていることを大阪大の荒瀬尚教授（免疫学）らが発見し、22 日までに米科学誌セルに発表した。

重症化した人では増強抗体が多いことも判明、リスクの高い人を早い段階で見分ける目印になる可能性があるとした。ワクチン接種を受けた人にも増強抗体はできるが、一定量の中和抗体が作られれば、害が顕在化しないらしい。

チームは 76 種類の抗体を解析。うち 6 種類は、人の細胞に結合しやすくしていた。

[対策・予防]

◇観客のくしゃみ 飛まつはどこまで拡散か 東京ドームで実証実験
＜NHK　2021 年 6 月 24 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210624/k10013101011000.html

プロ野球の巨人などは、新型コロナウイルスの感染防止策の参考にしようと、観客のくしゃみによる飛まつが客席でどこまで広がるかなどを調べる実証実験を、23 日夜、本拠地の東京ドームで行いました。
この実証実験は、巨人や東京ドームの運営会社などが国の研究機関「産業技術総合研究所」と協力して行いました。
実験では、観客が試合中にくしゃみやせきをしたと想定して観客席に置かれた人形から出した飛まつにレーザー光線を当てて、マスクをしていた場合としていない場合を比較してどこまで広がるかを確認しました。
その結果、くしゃみの場合は、マスクをしていたときは、ほとんど飛まつが外に出なかったものの、マスクをしていないときは飛まつが2席から3席分前まで飛び、マスクから鼻を出した場合も隙間から上に飛まつがあがり、1 席前まで降ってくることが確認されました。
東京ドームでは、球場内の換気能力を高めたり係員がマスクを着けているかをチェックしたりする対策を取っていますが、今回の実験結果を受けて、さらに対策を検討する方針です。
東京ドームの運営会社の岡佳和常務執行役員は「マスクをただ着用するだけではなく、どう着用するかも大事だとわかったので、正しいマスクの着用方法をしっかり伝えて、ファンに守ってもらうようにしていきたい」と話していました。

◇省庁発表

・第 40 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和 3 年 6 月 23 日）の資料を掲載しました。
＜厚生労働省　2021 年 6 月 23 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00256.html

---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチンの接種後の健康状況調査
＜厚生労働省　2021 年 6 月 23 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkoujoukyoutyousa.html

・新型コロナワクチンの副反応疑い報告について

＜厚生労働省　2021 年 6 月 23 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_hukuhannou-utagai-houkoku.html

・政府 職域接種 申請受け付け一時休止 自治体接種を円滑に
＜NHK　2021 年 6 月 24 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210624/k10013101041000.html
・職場接種の新規受け付け一時休止へ…河野氏「１日の可能配送量が上限に」
＜読売新聞　2021 年 6 月 23 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/politics/20210623-OYT1T50228/
・輸入と需要に「ミスマッチ」　政府、ワクチン供給不安の解消図る
＜毎日新聞　2021 年 6 月 23 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210623/k00/00m/040/412000c

・アストラ製接種を容認へ　60 歳以上対象、厚労省
＜共同通信　2021 年 6 月 23 日＞　https://nordot.app/780175914359881728?c=39546741839462401

・ワクチン接種で流産や不妊「全部デマ」　ネット上で根拠ない情報広がる
＜京都新聞　2021 年 6 月 23 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/586432

◇大学等関係

・「強制ないように」　大学でのワクチン接種めぐり文科相
＜朝日新聞　2021 年 6 月 22 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP6Q5VLLP6QUTIL028.html
　萩生田光一文部科学相は 22 日、前日にスタートした大学での新型コロナウイルスワクチン接種について、大学関係者や学生向けのメッセージを発表した。
　萩生田氏は、大学での接種には「学生だからチャレンジできることを実現させてあげたいという社会からのエール」がこめられていると強調。接種を行う大学に対しては「近隣大学などに積極的に声をかけるとともに、一人でも多くの学生や教職員、地域の方々にワクチンが行き届くよう積極的なご協力を」と求めた。
　一方、留意点として、周囲の圧力で接種を強制されたり、接種の有無で不当な扱いをされたりすることがないよう訴えた。さらに、接種後も「3 密」回避、マスク着用などの感染予防策を続けるよう求めた。

◇マスコミ報道　見出し

・イスラエルで感染者増加 再拡大懸念 マスク着用義務再び導入も
＜NHK　2021 年 6 月 23 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210623/k10013098961000.html?utm_int=all_side_ranking-social_001
****

[3] **《ラベルでアクション》～事業場における化学物質管理の促進のために～**

＜厚生労働省　2021 年 6 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=j3TjD2QNb2_CUA8dY
○　趣旨
　平成 28 年 6 月に施行された改正労働安全衛生法により、人に対する一定の危険性又は有害性が明らかになっている化学物質について、
１）　譲渡又は提供する際のラベル表示
２）　譲渡又は提供する際の安全データシート（SDS）の交付
３）　事業場で取扱う際のリスクアセスメントの実施
　の３つの対策が義務付けとなりました。
　事業者と労働者が、取り扱う化学物質の危険性や有害性を認識し、事業者はリスクに基づく必要な措置を検討・実施し、労働者は危険有害性を理解してリスクに応じた対策を実行することが大切です。
　このため、「ラベルでアクション」をキャッチフレーズとして、化学物質のもつ危険有害性を把握し行動を起こすよう、すべての関係者に対し促していきます。
○　実施事項

○　事業者・労働者の実施事項

１　製品の容器や包装のラベル表示を確認しましょう。

　　絵表示（GHS マーク）から、どんな危険有害性があるのかわかります。

２　ラベルに絵表示があったら、SDS（安全データシート）を確認しましょう。

　　手元に SDS がなければ納入元・メーカーから取り寄せます。

３　SDS で把握した危険有害性に応じ、リスクアセスメントを行いましょう。

４　リスクの高さに応じた対策（リスク低減対策）を講じましょう。

　　リスクに応じて換気や保護具着用を実行します。

　　リスクアセスメントの結果やリスク低減対策を労働者に周知します。

５　労働者それぞれがラベル表示を理解し、リスクに応じた対策を取れるよう、教育を行いましょう。

○　譲渡提供者（メーカー・流通業者）の実施事項

ラベル表示と SDS の交付は、譲渡提供者の義務です。確実な実施のため、定期的に点検を行いましょう。

○　周知・理解のための資料

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズにそれぞれの事業場で取組みを進めましょう。

マンガを利用した小冊子、ポスターの他、絵表示（GHS マーク）に親しむためのカードやペーパークラフトを用意しましたので、是非活用してください。

ペーパークラフトは厚紙に印刷して組み立て、オフィスなどに置いてみてください。

小冊子（ラベルでアクション）【令和２年度】

https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000786403.pdf

ポスター（ラベルでアクション）【平成 28 年度】

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/label-action-poster.pdf

ポスター（ラベルでアクション）【平成 29 年度】

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/0000180974.pdf

ポスター（ラベルでアクション）【平成 30 年度】

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000341688.pdf

ポスター（ラベルでアクション）【令和元年度】

https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000549292.pdf

ポスター（ラベルでアクション）【令和２年度】

https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000683128.pdf

ポスター（作業前に絵表示を確認）【令和２年度更新】

https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000683127.pdf

携帯カード（ラベル絵表示確認カード）

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/0000180975.pdf

ペーパークラフト（絵表示１２面体）

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/pictgram-papercraft.pdf

リーフレット（ラベルでアクション）【令和２年度更新】

https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000683129.pdf

○　ラベル表示を活用した労働者教育事業

化学物質を適切に取り扱い、労働災害を防ぐために、事業者は労働者を対象に安全衛生教育を行う必要があります。

安全衛生教育の際にご活用ください。

化学物質の GHS ラベルを活用した職場の安全衛生教育のための資料（令和元年度ラベル・SDS 活用促進事業）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000161231_00002.html

化学物質の使用実態に応じた職場の安全衛生教育のための資料（令和２年度ラベル・SDS 活用促進事業）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19390.html

○　外国語版資料

絵表示（ＧＨＳマーク）やＧＨＳラベル学習用テキストの外国語版を作成しました。

絵表示、ＧＨＳラベル学習用テキスト（令和２年度ラベル・SDS 活用促進事業）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19392.html

○　化学物質リスクアセスメント事例集

令和元年度　https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000664061.pdf

令和２年度　https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000786402.pdf

○　Q&A

化学物質対策に関するＱ＆Ａ（ラベル・ＳＤＳ関係）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11237.html

化学物質対策に関するＱ＆Ａ（リスクアセスメント関係）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11389.html

****

[4] 化学物質の使用実態に応じた職場の安全衛生教育のための資料

＜厚生労働省　2021 年 6 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=vUbRPVY_XV3wYg8vY

趣旨

化学物質を適切に取り扱い、また、労働災害を防ぐためには、労働者自身が自ら取り扱う化学物質の危険有害性やリスクを理解することが重要であり、事業者には労働者の理解を促すための労働者教育の実施が求められます。

既に令和元年度の厚生労働省委託事業「ラベル・ＳＤＳ活用促進事業」で、教育担当者が職場で労働者に化学物質の危険有害性やリスクに関する教育を行う際の資料を作成していますが、教育用資料は、職場で取り扱う化学物質や作業、関連する災害事例等、事業場の実態に応じたカスタマイズが行われることが考えられます。

このため、教育担当者が職場の実態に応じて教育用資料を選択したり、組み合わせたりできることを考慮した資料を作成しました。

資料の構成

令和２年度の厚生労働省「ラベル・ＳＤＳ活用促進事業」では、以下の資料を作成しました。

化学物質の取り扱いに未熟練な作業者向け（「化学物質の特性を知り安全に取り扱うために！」）

化学物質取り扱い作業指揮者向け（「作業指揮者が知っておくべき知識、情報！」）

・これらの資料は、教育を行う対象者に応じて選択されると共に、自社の実態に即したカスタマイズが行われる

ことを想定しています。

・また共通する資料として「自己チェック表」と「化学物質について知っておくべき用語」があります。

化学物質の取り扱いに未熟練な作業者向け

社内安全衛生教育用資料（化学物質の特性を知り安全に取り扱うために！）

学習用テキスト（化学物質の特性を知り安全に取り扱うために！）

化学物質取り扱い作業指揮者向けテキスト

社内安全衛生教育用資料（作業指揮者が知っておくべき知識、情報！）

学習用テキスト（作業指揮者が知っておくべき知識、情報！）
自己チェック表
化学物質について知っておくべき用語

利用上の注意

このページに掲載の教育用資料は、事業場内における安全衛生教育を目的としており、その範囲に限り各事業場において自由に改変して利用することができます。

これらの資料は厚生労働省の委託事業によって作成されたものであり、著作権は厚生労働省が有しております。利用者は、著作権法及び関連法規を遵守するとともに、営利目的の個人、法人、団体等が、利益を得る目的で教育用資料を配布、または他の製品と合わせて配布することはご遠慮ください。

◇外国語版の教育用資料

＜厚生労働省　2021 年 6 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=P8RTv9S9399y4I6tY

****

[5] 令和２年度有機フッ素化合物全国存在状況把握調査の結果について

＜環境省　2021 年 6 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/109708.html

令和２年度に環境省において実施した有機フッ素化合物（PFCs）であるペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「PFOS」という。）、ペルフルオロオクタン酸（以下「PFOA」という。）及びペルフルオロヘキサンスルホン酸（以下「PFHxS」という。）の全国存在状況把握調査について、結果を取りまとめましたのでお知らせします。

１．概要

環境省では、有機フッ素化合物について、水環境における全国的な存在状況を把握するため、令和２年度に有機フッ素化合物全国存在状況把握調査を実施しました。

今般、この調査について、結果を取りまとめましたので報告します。

※１：有機フッ素化合物は、独特の性質（水や油をはじく、熱に強い、薬品に強い、光を吸収しない等）を持ち、撥水剤、表面処理剤、乳化剤、消火剤、コーティング剤等に用いられてきた化学物質です。

※２：令和２年５月２８日付け環水大水発第 2005281 号・環水大土発第 2005282 号環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」において、水環境に係る暫定的な目標値として 50ng/L（PFOS 及び PFOA の合算値）を設定いたしました。

※３：令和　３年３月 26 日環水大土発第 2103262 号環境省水・大気環境局水環境課長通知「ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）について」において、優先的に知見の集積を図るべき物質として PFHxS を要調査項目に位置付けました。

２．調査地点

本調査では、各都道府県の有機フッ素化合物の排出源となり得る施設周辺等の計 143 地点において、PFOS 及び PFOA は全地点、PFHxS はそのうち各都道府県の１地点を対象に調査を実施しました。本調査における地点区分ごとの調査地点数は以下のとおりです。

地点区分	地点数	
	PFOS 及び PFOA	PFHxS
河川	78 地点	37 地点
海域	7 地点	1 地点
地下水	53 地点	8 地点

湧水	5 地点	1 地点
計	143 地点	47 地点

※４：排出源となり得る施設としては、泡消火剤を保有・使用する施設、有機フッ素化合物の製造・使用の実績がある施設、廃棄物処理施設、下水道処理施設等が挙げられます。

３．調査結果の概要

本調査における結果の概要は以下のとおりです。なお、調査地点及び各調査地点における測定結果の詳細については、別添資料を御覧ください。

・要監視項目　PFOS 及び PFOA.

調査を実施した 143 地点のうち、12 都府県の 21 地点において水環境の暫定的な目標値（PFOS 及び PFOA の合算値で 50ng/L）の超過が確認されました。

なお、暫定的な目標値を超過した地下水・湧水は、いずれも飲用用途の水ではありませんでした。

・要調査項目　PFHxS

調査を実施した 47 地点のうち 36 都道府県の 36 地点において 0.1ng/L（報告下限値）以上の検出を確認し、最大値は 28ng/L でした。

４．今後の対応について

環境省は、引き続き関係省庁及び関係地方公共団体と連携の上、地方公共団体が対策を講じる際の参考として令和２年６月に策定した「PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き」の活用を促し、人へのばく露防止のため、目標値超過時の飲用に関する注意喚起や汚染状況の把握の取組のほか、有機フッ素化合物を含有する泡消火薬剤の在庫量調査及び代替促進等の取組を進めていくこととしています。

添付資料

令和２年度有機フッ素化合物全国存在状況把握調査結果一覧（PFOS 及び PFOA）

https://www.env.go.jp/press/files/jp/116431.pdf

令和２年度有機フッ素化合物全国存在状況把握調査地点図一覧（PFOS 及び PFOA）

https://www.env.go.jp/press/files/jp/116430.pdf

令和２年度有機フッ素化合物全国存在状況把握調査結果一覧（PFHxS）

https://www.env.go.jp/press/files/jp/116432.pdf

令和２年度有機フッ素化合物全国存在状況把握調査地点図一覧（PFHxS）

https://www.env.go.jp/press/files/jp/116425.pdf

****

[6] ***環境関連法改正情報***

◇環境関連法改正情報（2021年5月分）を更新しました

＜産業環境管理協会(JEMAI)　2021年6月14日＞　https://www.e-jemai.jp/jemai_club/act_amendment/

更新された情報は、省エネルギー法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）、労働安全衛生法。

****

[7] ***健康安全***

◇「過労死ライン」　20 年ぶりに見直しへ認定基準案示す 厚労省

＜NHK　2021 年 6 月 22 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210622/k10013097041000.html

長時間労働などが原因の過労死の認定基準について、厚生労働省の検討会は残業時間が 1 か月平均で 80 時間を超えるなど「過労死ライン」に達しない場合でも、それに近い残業があり、不規則な勤務などが認められれば認定すべきだとする見直しの案を示しました。

国は過労死を認定する基準について、残業時間が、

▽病気の発症直前 1 か月に 100 時間

▽発症前の 2 か月から 6 か月は 1 か月平均で 80 時間をいずれも超えた場合など、としていて「過労死ライン」と

呼ばれています。
厚生労働省が設置した有識者の検討会は、過労死の認定基準についておよそ 20 年ぶりに、見直しに向けた検討を進め、22 日にその案を示しました。
それによりますと、残業時間の長さが「過労死ライン」に達しない場合でも、それに近い残業があり、不規則な勤務などが認められれば「仕事と病気の発症との関連性が強いと評価できる」として、労災と認定すべきだとしています。
不規則な勤務については、具体的に、
▽仕事の終了から次の開始までの「勤務間インターバル」が短い場合や、
▽休日のない連続勤務などを示しています。
「過労死ライン」については、遺族や弁護士からは、WHO＝世界保健機関などの指摘を踏まえ 1 か月 65 時間に見直すべきだという意見が出ていましたが、現在の基準を引き続き示すことが妥当だとしています。
厚生労働省の検討会は、22 日に示した案をもとに提言をまとめることにしていて、これを受けて厚生労働省は過労死の認定基準を見直すことにしています。

◇ヒト健康評価に関わるOECDの試験法ガイドライン等が追加・更新されました。
＜JaCVAM（日本動物実験代替法評価センター）　2021年6月17日＞
https://www.jacvam.jp/files/news/OECD_210614.pdf
****

[8] *医薬品等*

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 109 号）

［官報］ 令和 3 年 6 月 23 日　号外　第 141 号　15～18 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210623/20210623g00141/20210623g001410015f.html

〇厚生労働省令第 109 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第二項並びに第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 3 年 6 月 23 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生 省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表第三（第二百四条関係） 毒薬 有機薬品及びその製剤 一～四の一（略） 四の二　（略）	四の二　２－（４’－三級ブチル－２’・６’－ジメチル－３’－ヒドロキシベンジル）－２－イミダゾリン（別名オキシメタゾリン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、２－（４’－三級ブチル－２’・６’－ジメチル－３’－ヒドロキシベンジル）－２－イミダゾリンとして０・０５％以下を含有する外用剤を除く。
四の三　７－（４・７－ジアザスピロ［２・５］オクタン－７－イル）－２－　２・８－ジメチルイミダ	（新設）

ゾ[１・２－ｂ]ピリダジン－６－イル）－４Ｈ－ピリド[１・２－ａ]ピリミジン－４－ オン（別名リスジプラム）及びその製剤。ただし、一錠中７－（４・７－ジアザスピロ[２・５]オクタン－７－イル）－２－（２・８－ジメチルイミダゾ[１・２－ｂ]ピリダジン－６－イル）－４Ｈ－ピリド[１・２－ａ] ピリミジン－４－オンとして６０㎎以下を含有するものを除く。	
四の四　（略）	四の三　３・５－ジアミノ－６－（２・３－ジクロロフエニル）－１・２・４－トリアジン（別名ラモトリギン）及びその製剤。ただし、一錠中３・５－ジアミノ－６－（２・３－ジクロロフエニル）－１・２・４－トリアジンとして１００㎎以下を含有する錠剤を除く。
四の五　（略）	四の四　（略）
五～十七　（略）	五～十七　（略）
劇薬	劇薬
有機薬品及びその製剤	有機薬品及びその製剤
一～五の二十三　（略）	一～五の二十三（略）
五の二十四　（略）	五の二十四　２－アミノ－２－[２－（４－オクチルフエニル）エチル]プロパン－１・３－ジオール（別名フインゴリモド）、その塩類及びそれらの製剤
五の二十五　３－（{[（２Ｓ）－２－アミノ－２－カルボキシエチル]カルバモイル} アミノ）－５－クロロ－４－メチルベンゼンスルホン酸（別名ウパシカルセト）、その塩類及びそれらの製剤	（新設）
五の二十六（略）	五の二十五　（±）－１－アミノ－１９－グアニジノ－１１－ヒドロキシ－４・９・１２－トリアザノナデカン－１０・１３－ジオン（別名グスペリムス）、その塩類及びそれらの製剤
五の二十七～五の五十六　（略）	五の二十六～五の五十五　（略）
五の五十七（略）	五の五十六　４－アミノ－５－フルオロ－１－[（２Ｒ・５Ｓ）－２－（ヒドロキシメチル）－１・３－オキサチオラン－５－イル]ピリミジン－２（１Ｈ）－オン（別名エムトリシタビン）、その塩類及びそれらの製剤
五の五十八　Ｎ－（２－アミノ－４－フルオロフエニル）－４－{[（２Ｅ）－３－（ピリジン－３－イル）プロパ－２－エンアミド] メチル} ベンズアミド（別名ツシジノスタツト）及びその製剤	（新設）
五の五十九　（略）	五の五十七　６－アミノ－２－フルオロメチル－３－（オルト－トリル）－４（３Ｈ）－キナゾリノン（別名アフロクアロン）及びその製剤。ただし、一個中６－アミノ－２－フルオロメチル－３－（オルト－トリル）－４（３Ｈ）－キナゾリノン

	２０㎎以下を含有する内用剤を除く。
五の六十～五の七十二　（略）	五の五十八～五の七十　（略）
六～十九の三　（略）	六～十九の三　（略）
十九の四　（略）	十九の四　１０－（３－キヌクリジニルメチル）フエノチアジン（別名メキタジン）及びその製剤。ただし、一個中１０－（３－キヌクリジニルメチル）フエノチアジン３㎎ 以下を含有する内用剤及び１０－（３－キヌクリジニルメチル）フエノチアジン０・６％以下を含有する内用剤を除く。
	（新設）
十九の五　ギボシラン、その塩類及びそれらの製剤	十九の五　（３ａＳ）－２－［(３Ｓ）－キヌクリジン－３－イル］－２・３・３ａ・４・４・６－ヘキサヒドロ－１Ｈ－ベンゾ［ｄｅ］－イソキノリン－１－オン（別名パロノセトロン)、その塩類及びそれらの製剤
十九の六　（略）	十九の六　（略）
十九の七　（略）	二十～二十六の三十三　（略）
二十～二十六の三十三　（略）	二十六の三十四　三十四番目のリジン残基をアルギニン残基に置換したヒトグルカゴン様ペプチド－１の七－三十七番目のアミノ酸残基をコードするＤＮＡの発現により組換え体で産生される三十一個のアミノ酸残基からなるポリペプチドのリジン残基のイプシロン－アミノ基にＮ－パルミトイルグルタミン酸がガンマー位で結合した修飾ポリペプチド（別名リラグルチド（遺伝子組換え)）及びその製剤
二十六の三十四　（略）	（新設）
二十六の三十五　７－（４・７－ジアザスピロ［２・５］オクタン－７－イル）－２－（２・８－ジメチルイミダゾ［１・２－ｂ］ピリダジン－６－イル）－４Ｈ－ピリド［１・２－ａ］ピリミジン－４－オン（別名リスジプラム）及びその製剤	
二十六の三十六　（略）	二十六の三十五　シアナミド及びその製剤
二十六の三十七～二十六の四十七　（略）	二十六の三十六～二十六の四十六　（略）
二十六の四十八　（略）	二十六の四十七　Ｎ－（４・６－ジアミノ－２－｛１－［(２－フルオロフエニル）メチル］－１Ｈ－ピラゾロ［３・４－ｂ］ピリジン－３－イル｝ピリミジン－５－イル）－Ｎ－メチルカルバミン酸メチル（別名リオシグアト）及びその製剤
二十六の四十九　（４・６－ジアミノ－２－｛５－フルオロ－１－［(２－フルオロフエニル）メチル］－１Ｈ－ピラゾロ－［３・４－ｂ］ピリジン－３－イル｝ピリミジン－５－イル）カルバミン酸メチル（別名ベルイシグアト）及びその製剤	（新設）
二十七～三十七の十三　（略）	二十七二二十七の十三　（略）
三十七の十四　（略）	三十七の十四　３－（９・１０－ジデヒドロ－６－

	メチルエルゴリン－８－アルファ－イル）－１・１－ジエチル尿素（別名リスリド）又はその塩類の製剤であって一個中３－（９・１０－ジデヒドロ－６－メチルエルゴリン－８－アルファ－イル）－１・１－ジエチル尿素として０・０２５㎎以下を含有する内用剤
三十七の十五　ジヌツキシマブ及びその製剤	（新設）
三十七の十六　（略）	三十七の十五　（±）－２－（１０・１１－ジヒドロ－１０－オキソジベンソ［ｂ・ｆ］チエピン－２－イル）プロピオン酸（別名ザルトプ□フエン）及びその製剤
三十七の十七～三十七の二十四　（略）	三十七の十六～三十七の二十三　（略）
三十八～五十一の十五　（略）	三十八～五十一の十五　（略）
五十二　（略）	五十二　ジメチルエチル－（３－ヒドロキシフエニル）ーアンモニウムクロリド及びその製剤
五十二の二　Ｎ－［（４・６－ジメチル－２－オキソ－１・２－ジヒドロピリジン－３－イル）メチル］－５－［エチル（オキサン－４－イル）アミノ］－４ーメチル－４四－［(モルホリン－４－イル）メチル］ビフエニル－三－カルボキシアミド（別名タゼメトスタツト)、その塩類及びそれらの製剤	（新設）
五十二の三　（略）	五十二の三　３－ジメチルカルバモイルオキシ－１－メチルピリジニウムブロミド（別名臭化ピリドスチグミン）の製剤であって一錠中３－ジメチルカルバモイルオキシ－１－メチルピリジニウムブロミド６０㎎以下を含有するもの
五十三～六十一の十一　（略）	五十三～六十一の十一　（略）
六十一の十二　（略）	六十一の十二　デカン酸　２－［４－３－［２－（トリフルオロメチル）フエノチアジン－１０－イル］－プロピル］－１－ピペラジニル］　エチルエスチル（別名デカン酸フルフエナジン）の製剤であって、一バイアル中デカン酸　２－［４－［３－［２－（トリフルオロメチル）フエノチアジン－１０－イル］－プロピル］－１－ピペラジニル］　エチルエステル２５㎎以下を含有する注射剤
六十一の十三　テデユグルチド及びその製剤	（新設）
六十二　（略）	六十二　テトラエチルチウラムジスルフイド（別名ジスルフイラム）及びその製剤
六十二の二～百三十四の七　（略）	六十二の二～百三十四の七　（略）
百三十四の八　（略）	百三十四の八　リン酸（２・５－ジオキソ－４・４－ジフエニルイミダゾリジン－１－イル）メチルエスチル（別名ホスフエニトイン)、その塩類及びそれらの製剤
百三十四の九　ルテチウム(^{177}Lu)－Ｎ－［（４・７・１０－トリカルボキシメチル－１・４・７・１０	（新設）

‐テトラアザシクロドデシ‐１‐イル）アセチル］‐Ｄ‐フエニルアラニル‐Ｌ‐システイニル‐Ｌ‐チロシル‐Ｄ‐トリプトフアニル‐Ｌ‐リシル‐Ｌ‐スレオニル‐Ｌ‐システイニル‐Ｌ‐スレオニンーサイクリツク（ニー七）ジスルフイド（別名ルテチウムオキソドトレオチド(^{177}Lu)）及びその製剤	
百三十五　（略）	百三十五　レセルピリン酸ジメチルアミノエチル、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中レセルピリン酸ジメチルアミノエチルとして１５㎎以下を含有するものを除く。
百三十六　（略）	百三十六　（略）
別表第五（第二百二十八条の十関係）	**別表第五**（第二百二十八条の十関係）
医薬品	医薬品
一～十九　（略）	一～十九　（略）
二十　（略）	二十　（１０Ｒ）‐７‐アミノ‐１２‐フルオロ‐２・１０・１６‐トリメチル‐１５‐オキソ‐１０・１５・１６・１７‐テトラヒドロ‐２Ｈ‐４・８‐メテノピラゾロ［４・３‐ｈ］［２・５・１１］ベンゾオキサジアザ‐シクロテトラデシン‐３‐カルボニトリル（別名ロルラチニブ）及びその製剤
二十一　Ｎ‐（２‐アミノ‐４‐フルオロフエニル）‐４‐｛［（２Ｅ）‐３‐（ピリジン‐３‐イル）プロパ‐２‐エンアミド］メチル｝ベンズアミド（別名ツシジノスタット）及びその製剤	（新設）
二十二　（略）	二十一　４‐アミノ‐１‐ベータ‐Ｄ‐アラビノフラノシル‐２（１Ｈ）‐ピリミジノン‐５’‐（ナトリウムオクタデシルホスフアート）（別名シタラビンオクホスフアート）及びその製剤
二十三～九十八　（略）	二十二～九十七　（略）
九十九　（略）	九十八　シスージアンミンジクロロ白金（別名シスプラチン）及びその製剤
百　ジヌキシマブ及びその製剤	（新設）
百一　（略）	九十九　ジノスタチン　スチマラマー及びその製剤
百二～二百二　（略）	百～二百　（略）
二百三　（略）	二百一　ラムシルマブ及びその製剤
二百四　ルテチウム(^{177}Lu)‐Ｎ‐［（４・７・１０‐トリカルボキシメチル‐１・４・７・１０ーテトラアザシクロドデシ‐１‐イル）アセチル］‐Ｄ‐フエニルアラニル‐Ｌ‐システイニル‐Ｌ‐チロシル‐Ｄ‐トリプトフアニル‐Ｌ‐リシル‐Ｌ‐スレオニル‐Ｌ‐システイニル‐Ｌ‐スレオニン‐サイクリック（２‐７）ジスルフイド（別名ルテチウムオキソドトレオチド(^{177}Lu)及びその製	（新設）

剤 二百五　（略） 二百六・七　（略）	― 二百二　リツキシマブ及びその製剤 二百三・二百四　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◇医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 242 号）

［官報］　令和３年６月 23 日　本紙　第 519 号　6～7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210623/20210623h00519/20210623h005190006f.html

○厚生労働省告示第 242 号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和３年６月 23 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
一～十七　（略）	一～十七　（略）
十八　（略）	十八　（１０Ｒ）－７－アミノ－１２－フルオロ－２・１０・１６－トリメチル－１５－オキソ－１０・１５・１６・１７－テトラヒドロ－２Ｈ－４・８－メテノピラゾロ［４・３－ｈ］［２・５・１１］ベンゾオキサジアザシクロテトラデシン－３－カルボニトリル（別名ロルラチニブ）及びその製剤
十九　Ｎ－（２－アミノ－４－フルオロフエニル）－４－｛［（２Ｅ）－３－（ピリジン－３－イル）プロパ－２－エンアミド］メチル｝ベンズアミド（別名ツシジノスタツト）及びその製剤	（新設）
二十　（略）	十九　４－アミノ－１－ベータ－Ｄ－アラビノフラノシル－（１Ｈ）－ピリミジノン－５’－（ナトリウム　オクタデシル　ホスフアート）（別名シタラビン　オクホスフアート）及びその製剤
十一～九十九　（略）	二十～九十八　（略）
百　（略）	九十九　シス－ジアンミンジクロロ白金（別名シスプラチン）及びその製剤
百一　ジヌツキシマブ及びその製剤	（新設）
百二　（略）	百　ジノスタチン　スチマラマー及びその製剤
百三～千百十三　（略）	百一～百十一　（略）
百十四　（略）	百十二　（２Ｒ・３Ｓ）－３－（１・１－ジメチルエチル）オキシカルボニルアミノ－２－ヒドロキシ－３－フエニルプロパン酸（１Ｓ・２Ｓ・3Ｒ・４Ｓ・５Ｒ・７Ｓ・８Ｓ・１０Ｒ・１３Ｓ）－４－アセトキシ－２－ベンソイルオキシ－５・２０－エポキシ－１－ヒドロキシ－７・１０－ジメトキシ－９－オキソタキス－１１－エン－１３－イル（別名カバジタキセル）及びその製剤

百十五　Ｎ－［(４・６－ジメチル－２－オキソ－１・２－ジヒドロピリジン－３－イル）メチル］－５－［エチル（オキサン－４－イル）アミノ］］－４－メチル－４－［(モルホリン－４－イル）メチル］ビフエニル－３－カルボキシアミド（別名タゼメトスタツト)、その塩類及びそれらの製剤	（新設）
百十六　（略）	百十三　５－（３・３－ジメチル－１－トリアゼノ）－イミダソール－４－カルボキサミド（別名ダカルバジン）及びその製剤
百十七～二百八　（略）	百十四～二百五　（略）
二百九　（略）	二百六　リツキシマブ（遺伝子組換え）［リツキシマブ後続二］及びその製剤
二百十　ルテチウム(^{177}Lu－Ｎ－［(４・７・１０－トリカルボキシメチル－１・４・７・１０－テトラアザシクロドデシ－１－イル）アセチル］－Ｄ－フエニルアラニル－Ｌ－システイニル－Ｌ－チロシル－Ｄ－トリプトフアニル－Ｌ－リシル－Ｌ－スレオニル－Ｌ－システイニル－Ｌ－スレオニン－サイクリック（２－７）ジスルフィド（別名ルテチウムオキソドトレオチド(^{177}Lu）及びその製剤	（新設）
二百十一　（略）	二百七　(±)－１－アミノ－１９－グアニジン－１１－ヒドロキシ－４・９・１２－トリアザノナデカン－１０・１３－ジオン（別名グスベリムス)、その塩類及びそれらの製剤
二百十二～二百二十九　（略）	二百八～二百二十五　（略）

◇租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 243 号）

［官報］　令和３年６月 23 日　本紙　第 519 号　７頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210623/20210623h00519/20210623h005190007f.html

○厚生労働省告示第 243 号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（平成二十八年厚生労働省告示第百七十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和３年６月 23 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十四号に掲げるベタメタソン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームＳ及びベトネベートＮ軟膏ＡＳを除く。）とする。	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十三号に掲げるベタメタソン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームＳ及びベトネベートＮ軟膏ＡＳを除く。）とする。

一～七十　（略）	一～七十　（略）
七十一　プロピベリン	（新設）
七十二～八十九　（略）	七十一～八十七　（略）

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 245 号）

［官報］　令和３年６月 23 日　号外　第 141 号　35～36 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210623/20210623g00141/20210623g001410035f.html

○厚生労働省告示第 245 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和３年６月 23 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
次に掲げルイ薬品（もっぱら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）
一～七　（略）	一～七　（略）
八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。	八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。
(1)～(131)　（略）	(1)～(131)　（略）
(132)　（略）	(132)　イミプラミン
(133)　イメグリミン	（新設）
(134)　（略）	(133)　イルベサルタン
(135)～(543)　（略）	(134)～(542)　（略）
(544)　（略）	(543)　ダサチニブ
(545)　タゼメトスタット	（新設）
(546)　（略）	(544)　タダラフィル
(547)～(586)　（略）	(545)～(584)　（略）
(587)　（略）	(585)　チリソロール
(588)　ツシジノスタット	（新設）
(589)　（略）	(586)　ソロブテロール。ただし、内用剤を除く。
(590)～(958)　（略）	(587)～(955)　（略）
(959)　（略）	(956)　ペリンドプリルエルブミン
(960)　ベルイシグアト	（新設）
(961)　（略）	(957)　ベルゴリド
(962)～(1100)　（略）	(968)～(1096)　（略）
(1101)　（略）	(1097)　リシノプリル
(1102)　リスジプラム	（新設）
(1103)　（略）	(1098)　リスベリドン

(1104)～(1181)　(略) 九　(略)	(1099)～(1176)　(略) 九　(略)

◇厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 246 号）

［官報］　令和３年６月 23 日　号外　第 141 号　36 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210623/20210623g00141/20210623g001410036f.html

○厚生労働省告示第 246 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次の表のように改正する。

令和３年６月 23 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表第１ １　次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。） ⑴～(61)　(略) (62)　(略) (63)　エレヌマブ（遺伝子組換え） (64)～(141)（略） (142)　(略) (143)　ジヌツキシマブ（遺伝子組換え） (144)～(249)　(略) (250)　(略) (251)　フレマネズマブ（遺伝子組換え） (252)～(301)（略） ２～４　(略)	別表第１ １　次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。） ⑴～(61)　(略) (62)　エミシズマブ（遺伝子組換え） （新設） (64)～(140)（略） (141)　サリルマブ（遺伝子組換え （新設） (142)～(247)　(略) (248)　ブリナツモマブ（遺伝子組換え） （新設） (249)～(298)（略） ２～４　(略)

◇放射性医薬品基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 247 号）

［官報］　令和３年６月 23 日　号外　第 141 号　36～39 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210623/20210623g00141/20210623g001410036f.html

○厚生労働省告示第 247 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、放射性医薬品基準（平成二十五年厚生労働省告示第八十三号）の一部を次の表のように改正する。

令和３年６月 23 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

―「目次」と主な見出しのみ記載＜ACSES 事務局＞―

改　正　後	改　正　前
目次 第１～第３　(略) 第４　医薬品各条	目次 第１～第３　(略) 第４　医薬品各条

1～46　（略）	1～46　（略）
47　ルテチウムオキソドトレオチド(^{177}Lu)注射液	（新設）
48 ・ 49　（略）	47 ・ 48　（略）
第５　（略）	第５　（略）
第１・第２　（略）	第１・第２　（略）
第３　一般試験法	第３　一般試験法
（略）	（略）
１～６　（略）	１～６　（略）
７　試薬・試液、標準液	７　試薬・試液、標準液
（略）	（略）
エンドトキシン試験用水　（略）	エンドトキシン試験用水　（略）
オキソドトレオチドトリフルオロ酢酸塩	（新設）
クロロホルム　（略）	クロロホルム　（略）
ゲンチジン酸	（新設）
（略）	（略）
次亜塩素酸ナトリウム試液　（略）	次亜塩素酸ナトリウム試液　（略）
α－シアノ－４－ヒドロキシケイ皮酸、質量分析法測定用	（新設）
（略）	（略）
リンモリブデン酸試液　（略）	リンモリブデン酸試液　（略）
ルテチウムオキソドトレオチドトリフルオロ酢酸塩	（新設）
第４　医薬品各条	第４　医薬品各条
1～46　（略）	1～46　（略）
47　ルテチウムオキソドトレオチド(^{177}Lu)注注射液	（新設）
（略）	
48 ・ 49　（略）	47・ 48　（略）
第５　（略）	第５　（略）

****

[9] ***農薬***

◇農薬「オキサチアピプロリン」に係る食品健康影響評価を公表しました

＜内閣府食品安全委員会　2021年6月15日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20210322031

◇農薬「ピリベンカルブ」に係る食品健康影響評価を公表しました

＜内閣府食品安全委員会　2021年6月15日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20210322032

◇農薬「ベンチアバリカルブイソプロピル」に係る食品健康影響評価を公表しました

＜内閣府食品安全委員会　2021年6月15日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20210322033

◇農薬「スピノサド」に係る食品健康影響評価を公表しました

＜内閣府食品安全委員会　2021年6月15日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20210322034

****

[10] ***食品安全衛生関係***

◇食品安全関係情報を更新しました

＜内閣府食品安全委員会　2021年6月18日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?keyword=%EF%BC%AC%EF%BC%A4%EF%BC%95%EF%BC%90&query=&logic=and&calendar=japanese&year=&from=struct&from_year=2021&from_month=05&from_day=22&to=struct&to_year=2021&to_month=06&to_day=04&areaId=00&countryId=000&informationSourceId=0000&max=100&sort_order=date.desc

5月22日～6月4日の海外情報が更新された。食品安全総合情報システムで検索できる。

****

[11] ***廃棄物関係***

◇家電リサイクル法の施行状況（引取実績）及び家電メーカー各社による家電リサイクル実績をまとめました（令和２年度分）

＜経済産業省　2021 年 6 月 22 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210622003/20210622003.html?from=mj

＜環境省　2021 年 6 月 22 日＞　https://www.env.go.jp/press/109711.html

経済産業省及び環境省は、製造業者等が特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき全国の指定引取場所において引き取った廃家電４品目の台数を公表しています。

令和２年度における引取台数は、廃家電４品目合計で約 1,602 万台となり、前年度に比べて 8.4%増加しました。

1. 家電リサイクル法における製造業者等の役割

家電リサイクル法は、家庭用のエアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機（いわゆる「家電４品目」）を対象としています。廃家電４品目については、小売業者が排出者からの引取りと製造業者等への引渡しを行い、製造業者等（輸入業者を含む。）が指定引取場所における引取りと家電リサイクルプラントにおける再商品化等を行っています。

2. 指定引取場所における引取りの状況

令和２年度、製造業者等が指定引取場所で引き取った廃家電４品目の合計は、約 1,602 万台となっており、内訳を見ると、エアコンが約 385 万台、ブラウン管式テレビが約 98 万台、液晶・プラズマ式テレビが約 300 万台、冷蔵庫・冷凍庫が約 371 万台、洗濯機・衣類乾燥機が約 448 万台となっています。

全国の指定引取場所における引取台数（令和２年度）

	引取台数（千台）	構成比	前年比
エアコン	3,854	24.1%	＋7.6%
ブラウン管式テレビ	983	6.1%	▲1.0%
液晶・プラズマ式テレビ	2,998	18.7%	＋26.4%
冷蔵庫・冷凍庫	3,709	23.2%	＋3.1%
洗濯機・衣類乾燥機	4,476	27.9%	＋5.8%
４品目合計	16,020	－	＋8.4%

（詳細は別紙１参照）

廃家電４品目の合計約 1,602 万台は、地上デジタル放送への移行等に伴いブラウン管式テレビの引取台数が増加した平成 23 年度の約 1,680 万台に迫る数字であり、また、平成 27 年度から６年連続で前年度と比べて増となりました。品目別に見ると、ブラウン管式テレビを除くすべての品目について引取台数が増加しており、特に液晶式・プラズマ式テレビは前年度と比べて約 26.4%の増となっています（別紙２参照）。

3. 再商品化の状況

製造業者等は、指定引取場所で引き取った廃家電４品目について、リサイクル処理によって鉄、銅、アルミニウム、ガラス又はプラスチック等の部品及び材料を分離し、自らこれを製品の部品又は原材料として利用する、あるいは、これを製品の部品又は原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にする「再商品化」に取り組む義務があります。また、廃家電は可能な限りリサイクルされることが望ましいことから、リサイクル処

理に投入された廃家電４品目の全重量に占める再商品化された部品・素材の全重量の割合を示す再商品化率について、法定基準を満たす必要があります。これにより、廃棄物の減量や資源の有効利用が図られています。
令和２年度、家電リサイクルプラントに搬入されて再商品化等が行われた廃家電４品目は約 1,587 万台（前年度比約 8.6%増）でした。指定引取場所で引き取った台数と家電リサイクルプラントで再商品化等が行われた台数に差があるのは、輸送等の事情により引取時点とリサイクル処理の間に差があるためです。
令和２年度における廃家電４品目の再商品化率は、エアコンで 92%（法定基準 80%）、ブラウン管式テレビで 72%（同 55%）、液晶・プラズマ式テレビで 85%（同 74%）、冷蔵庫・冷凍庫で 81%（同 70%）、洗濯機・衣類乾燥機で 92%（同 82%）となっており、昨年度に引き続き、法定基準を上回る再商品化率が達成されました。

再商品化率（直近３年実績）

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
エアコン	93%	92%	92%
ブラウン管式テレビ	71%	71%	72%
液晶・プラズマ式テレビ	86%	85%	85%
冷蔵庫・冷凍庫	79%	80%	81%
洗濯機・衣類乾燥機	90%	91%	92%

また、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫や洗濯機には、環境に負荷を及ぼす可能性のあるフロン類が冷媒や断熱材として用いられているため、家電リサイクルプラントにおいて回収されています。令和２年度におけるそれぞれの回収重量は、エアコンの冷媒フロン類が約 2,505 トン、冷蔵庫・冷凍庫の冷媒フロン類が約 161 トン、洗濯機・衣類乾燥機の冷媒フロン類が約 38 トン、冷蔵庫・冷凍庫の断熱材フロン類が約 277 トンとなっています（別紙３参照）。
なお、家電４品目の製造業者等は、それぞれのウェブサイトにおいて再商品化実績等を公表しています。また、一般財団法人家電製品協会も、我が国全体の家電リサイクル実績等を取りまとめた資料をホームページに公表しています（下記参照）。
一般財団法人家電製品協会　　http://www.aeha-kadenrecycle.com/resaultreport/
関連資料
（別紙１）家電リサイクル法施行状況（全国の指定引取場所における引取台数）
https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210622003/20210622003-1.pdf
（別紙２）製造業者等による引取台数の推移
https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210622003/20210622003-2.pdf
（別紙３）家電リサイクル法に基づき、製造業者等及び指定法人が１年間（令和２年４月１日～令和３年３月 31 日）に再商品化等を実施した総合計の状況
https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210622003/20210622003-3.pdf
****

[12] ***温暖化対策関係***

◇「アジア CCUS ネットワーク」が立ち上がりました
＜経済産業省　2021 年６月 22 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210622005/20210622005.html?from=mj
CCUS ：Carbon dioxide Capture and Storage　二酸化炭素回収・利用・貯留
****

[13] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇「総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（案）に対する意見の募集（パブリックコメント）について
＜環境省　2021年6月17日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195210012&Mode=0

◇メトミノストロビンに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集について
＜内閣府食品安全委員会　2021年6月16日＞
http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc1_no_metominostrobin_030616.html
---

[公募結果、意見募集結果]
◇液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用についての一部改正に対する意見募集の結果について
＜経済産業省　2021年6月18日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595121041&Mode=1

[調査結果]
◇令和２年度「大学等が開講する主に知的障害者を対象とした生涯学習プログラムに関する調査」報告書
＜文部科学省　2021 年 6 月 22 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af4nac1CpX7451bL
****

[14] *その他省庁発表*
◇**炭酸二カリウム**に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（政令第 177 号）
［官報］ 令和３年６月 23 日　号外　第 141 号　13～14 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210623/20210623g00141/20210623g001410013f.html
あらまし　https://kanpou.npb.go.jp/20210623/20210623g00141/20210623g001410003f.html
◇炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（政令第一七七号）（財務省）
１　大韓民国を原産地とする炭酸二カリウムについて、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があり、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、次により、関税定率法（以下「法」という。）　第八条第一項及び第二項に基づく不当廉売関税を課するため及び第二項に基づく不当廉売関税を課するため必要な事項を定めることとした。
（一）　不当廉売関税を課する貨物、当該貨物の原産地及び課税期間を定めることとした。（第一条関係）
（二）　不当廉売関税の税率を定めることとした。（第二条関係）
（三）　炭酸二カリウムを輸入しようとする者等の提出書類を定めることとした。（第三条関係）
（四）　不当廉売関税と法の別表の税率による関税の申告等における取扱いを定めることとした。（第四条関係）
（五）　不当廉売関税に係る還付の計算期間等を定めることとした。（第五条関係）
２　この政令は、令和三年六月二四日から施行することとした。

◇大韓民国を原産地とする炭酸二カリウムについて関税定率法第八条第一項及び第二項の規定により不当廉売関税を課することが決定した件（財務省告示第 167 号）
［官報］ 令和３年６月 23 日　号外　第 141 号　34 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210623/20210623g00141/20210623g001410034f.html
---

◇種苗法第二十一条の二第三項の規定に基づく輸出する行為に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 1065、1066 号）
［官報］ 令和３年６月 22 日　号外　第 140 号　7～11 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210622/20210622g00140/20210622g001400007f.html
---

◇印刷に用いる版（刷版）の寸法に関する国際規格が発行されました
＜経済産業省　2021 年 6 月 22 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210622004/20210622004.html?from=mj

****

[15] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*

[開催案内]

・薬事・食品衛生審議会(食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会)

＜厚生労働省　2021 年 6 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=L9RCIMjPi0vpRrC9Y

・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会（オンライン会議）の開催について　7 月 7 日

＜厚生労働省　2021 年 6 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=v0TSsFhfG9t51iEtY

(1)食品中の残留農薬等に係る基準の設定について

(2)その他

・「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」第３１回会合の開催について　７月２日

＜厚生労働省　2021 年 6 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=yTKn9tfNOMRKIoZbY

流通改善の課題と進捗状況等、その他

・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）　6 月 23 日

＜厚生労働省　2021 年 6 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=_wSRwOH7DvJ8FKRtY

（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況等について

（２）新型コロナワクチンの副反応疑い報告基準について

（３）新型コロナワクチンの接種後の健康状況に係る調査について

（４）その他

・第 62 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和３年度第 11 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）資料　6 月 23 日

＜厚生労働省　2021 年 6 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=S7AldFVPukbIoAfZY

（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況等について

（２）新型コロナワクチンの副反応疑い報告基準について

（３）新型コロナワクチンの接種後の健康状況に係る調査について

（４）その他

・第１回医療放射線の適正管理に関する検討会　(2021.6.24) _資料

＜厚生労働省　2021 年 6 月 23 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=I9hNHD0n0i6gyGCxY

・第 23 回汚染水処理対策委員会　6 月 25 日、Web 開催

＜経済産業省　2021 年 6 月 23 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/40667

1. 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた中長期ロードマップ改訂について（報告）
2. 汚染水処理対策の状況について
3. 汚染水処理対策の課題と対応について
4. 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針の決定について（報告）
5. 今後の汚染水処理対策について

・自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会

＜厚生労働省　2021 年 6 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6g_07jRs7Mej07BY

・第４回「自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会」資料　6 月 23 日

＜厚生労働省　2021 年 6 月 22 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0Sq9UTpTMTGcDlNDY

（１）「自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会」報告書（案）について

（２）その他

・原子力損害賠償紛争審査会（第 54 回）の開催について　6 月 30 日

＜文部科学省　2021 年 6 月 23 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af4tac1Lxhe3zXbN

これまでの賠償に係る取組について

被災地の動向等について
その他
・国立大学法人評価委員会（第 67 回）の開催について　　6 月 30 日
＜文部科学省　2021 年 6 月 23 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af4tac1Lxhe3zXb0
1. 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第 3 紀中期目標期間（4 年目終了時）の業務の実績に関する評価結果について
2. 国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて
3. 国立大学法人等の第 4 期中期目標・中期計画について
4. 国立大学法人等の第 4 期中期目標期間における業務の実績に関する評価について

[開催記録、報告、資料等]
・新しい時代の学校施設検討部会（第 5 回）配付資料　　6 月 22 日
＜文部科学省　2021 年 6 月 23 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af4tac1Lxhe3zXbG
1. 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について
2. その他
********** 以上 **********